

官報

平成十九年三月十四日

○第百六十六回 参議院會議録第九号

平成十九年三月十四日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第九号

平成十九年三月十四日

午前十時開議

第一 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に關し承認を求めの件(第百六十四回国会内閣提出、第百六十六回国会衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、國務大臣の報告に關する件(平成十九年度地方財政計画について)
二、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(屬千景君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、
平成十九年度地方財政計画についての國務大臣の報告並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についての提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

平成十九年三月十四日 参議院會議録第九号

○議長(屬千景君) 御異議ないと認めます。菅總務大臣。

〔國務大臣菅義偉君登壇、拍手〕

○國務大臣(菅義偉君) 平成十九年度地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

まず、平成十九年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、基本方針二〇〇六に沿って歳出全般にわたり見直しを行い、その抑制に努めております。一方、地方交付税の現行法定率分を堅持しつつ、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保することを基本としております。

また、地方財政の健全化に資するため、交付税特別会計の新規借入を行わないこととし、既往の借入金について計画的な償還を行うこととしております。

その上で、引き続き生じる財源不足については特別地方債の発行等により補てんすることとし、地方財政の運営に支障が生じないようにしております。

以上の方針の下に、平成十九年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は八十三兆二千二百六十一億円となり、前年度に比べ二百四十七億円の減となっております。

議事日程追加の件 國務大臣の報告に關する件(平成十九年度地方財政計画について)、地方税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

次に、地方税法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢等にかんがみ、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の適用期限の延長、高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税の減額措置の創設、電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の税率の特例措置の見直しを行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化を行うほか、信託法の制定に伴う所要の規定の整備等を行うこととしております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、平成十九年度分の地方交付税の総額につきましては、十五兆二千二百七億円を確保するとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還方法を変更し、あわせて、地方交付税の算定方法を簡素化するとともに、単位費用の改定を行うほか、政府資金等の繰上償還に伴う補償金の免除措置の創設、地方特例交付金の拡充、地方公務員共済組合の事務に要する費用に係る地方公共団体の負担の特例措置の延長等を図るため、関係法律の改正を行うこととしております。

以上が地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(屬千景君) ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。高橋千秋君。

〔高橋千秋君登壇、拍手〕

○高橋千秋君 民主党・新緑風会の高橋千秋でございます。

私は、ただいま議題となりました二法律案について、民主党・新緑風会を代表して、各大臣に対して質問をしたいと思います。

今年は暖かな冬となつて、先日発表された桜の開花予測も過去にないくらい早い予想となつてい

るようですが、この季節、日本じゅうに花が咲き、卒業、入学、転勤など、それぞれの人たちの転機に桜が祝ってくれるような、美しくてすばらしい国土が広がるそれぞれの地方で、この国に生まれて良かったと思う人は多いはずで

私は、同僚議員の御配慮で、この法案の本会議代表質問を二期目の任期の間四回、その前から入ると五回目の代表質問となります。地方を元気にすることが私のライフワークであり、この二法は大変重要です。しかし、残念ながら、私の思いとは逆に、この六年間で地方の状況は更に厳しく、格差は広がりました。

三月六日、北海道夕張市が申請していた財政再建計画が総務大臣に正式に認められ、返済が必要約三百五十億円分について二〇二四年までに十八年間掛けて返済をしていくことが決まりました。夕張市の財政破綻は、地域に住む住民にとって負担は全国一高く、サービスは全国一低くなることを覚悟しなくてはならなくなつていて、地域を出る人も増えているというふう聞いています。

しかし、夕張市の問題は対岸の火事ではなくて、今や全国各地でも起こり得る問題であります。そこで、まず地方財政の現状について伺います。

現在の地方財政は、地方団体間の財政力の二極化が進展しており、都市部は景気回復による税収増の恩恵を受ける一方で、過疎地など産業の立地が少ない地域では税収が伸び悩み、厳しい状況が続いています。

私の三重県では、全国的に見ると景気がいい方だと言われているのですが、県内の中でも南北格差が開いています。

三重県の一帯南に熊野市小森という地区があります。ここにはダム湖があつて、毎年四月の第一日曜日に桜祭りが行われて、この時期だけは大変

平成十九年三月十四日 参議院會議録第九号

国務大臣の報告に関する件(平成十九年度地方財政計画について)、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

二

にぎわいます。美しい地区で、近くに銅山が昔あったことから、非常に活気のあるところでした。しかし、今はもう四十二人しか住んでいません。平均年齢が七十五・二歳、六十五歳以下の方が二人だけ。その人たちは青年部とも言われていますけれども、子供は一人もいません。小学校も中学校もその当時の姿のまま残っているこの地区も、確実にあと何年かすると消滅してしまします。

限界集落という言葉に見られますように、全国の過疎地域にある集落のうち、四割強に当たる二千六百四十一集落が高齢化などで消滅する可能性があります。特に四百二十二集落は十年以内になくなる可能性があります。これが発表されて、条例を制定してその振興を図ろうとする自治体も現れてきていますが、地方の医師不足も大変深刻で、予想以上に地方が崩壊するスピードが速くなっているように思います。これが安倍総理が言う美しい国づくりなのでしょうか。

来年度の地方財政において講じられる措置を見ますと、国税や地方税の大幅な伸びを背景に、交付税特別会計の新規借入の廃止や借入金の一部返済など、健全化に向けての方策が一応盛り込まれていると言えます。

三位一体改革により、四・七兆円の国庫補助負担金が削減され、五・一兆円の地方交付税が減少する一方、三兆円の税源移譲が行われました。しかし、このような措置により恩恵を受けるのは東京都など一部の自治体にすぎません。山村や離島など規模の小さな自治体では国庫補助負担金と地方交付税が大幅に減少していますが、景気回復に基づく税収増はほとんど見込めず、肝心の税源移譲はわずかな額にとどまって、毎年度の財政運営は厳しくなる一方です。

最近、東京都は低所得者に対する個人住民税の軽減措置を独自に実施する方針を決定しました。しかし、そのようなことをやりたくてもやれない

地方公共団体がほとんどで、地方団体間の財政力格差は拡大する一方です。

安倍総理大臣は予算委員会の中の発言で、格差があるとなればという極めて認識不足の感を否めない答弁をされていましたが、総務大臣、財務大臣は今の地方団体間の財政力格差についてどのような認識をお持ちなのか、解消するために方策があるとお考えを伺いたいと思います。

国も地方も財政が厳しいことは分かっています。が、相変わらず国土交通省の職員が中心となった官製談合が繰り返されて、それも国土交通省に対して、中央省庁として初めて公正取引委員会から改善措置要求を受けるという事態まで発生しています。また、厚生労働省の職員の補助金詐欺事件が発生し、地方の医師不足に対する抜本的な対策もなされず、厚生労働省に対する不信も強くなっています。地方には我慢しろと言いつつ、これでは地方が国を信用することはできず、国と地方が一体となつて日本の今の危機に取り組んでいくのか大変疑問です。

国土交通大臣に、この改善要求をどうとらえるのか、そして具体的な談合根絶のための対策を伺うとともに、厚生労働大臣に対しても、不正の再発防止対策と地方の医師不足の解消のための対策があれば伺いたいと思います。

また、その談合根絶のためにも、財政の再建のためにも、公務員制度改革は避けられません。前大臣の退任を受けて、渡辺担当大臣の意気込みは聞いております。これまで行革本部事務局が検討しているような事前規制の撤廃と行為規制を導入する内容では、むしろ天下り自由化法案であり、能力・実績主義人事管理というものはキャリアの特権を温存するもので、公務員制度改革でも何でなく、またその内容ですら自民党内で迷走していて実現も危ういといっています。

特権制度であるキャリア制度を廃止すること、公務員に労働基本権を与えること、信頼できる評

価制度による能力、実績に基づく人事制度を確立することが必要だと思いますが、渡辺担当大臣の意気込みと対策を伺いたいと思います。

次に、平成十九年度の地方財政計画について伺います。

昨年末の地方財政対策の交渉の中で、国の財政当局から、地方交付税の原資である国税五税の収入見込みが景気動向を反映して大幅に増加する一方、地方税収の増加も期待できることから、国、地方の折半対象としてきた財源不足額は解消するとの指摘がなされました。これに加えて、交付税法定率により算出される地方交付税額を地方に交付した場合、財源余剰が発生することから、特例減額を行って国債の発行額を抑制するなど、国の財政の健全化に活用すべきではないかと発言がなされたようです。財務大臣に事実関係を伺いたいと思います。

確かに、国と地方の折半対象としてきた財源不足額は解消しましたが、実際には平成十九年度においてもそれ以外の財源不足額が四兆四千二百億円も発生しており、これらの財源不足については臨時財政対策債や財源対策債といった地方の借金で穴を埋めてきたのが実情であります。

今後、地方の財源不足を議論するに当たっては、財務省が言うように国、地方の折半対象としてきた財源不足額のみをとらえるのではなくて、地方の負担で処理してきた財源不足額も含めて議論すべきだと考えますが、総務大臣と財務大臣の見解を伺いたいと思います。

また、交付税特別会計には、国負担分十九兆円が国の一般会計に振替整理されたものの、三十四兆円もの借入金残高があり、地方債の発行残高を含めると二百兆円近い借入金残高を抱えています。

加えて、今後の人口減少、高齢化を見据えれば、国土を保全し、地域を守っていくためにも、地方団体の果たす役割は増大する一方であり、地

方団体が自らの判断で地域住民のニーズを踏まえた行政を行うことができるような取組が求められています。

以上のような観点で見ますと、地方交付税の財源保障機能の更なる充実こそ必要であつて、特例減額を行う余地は全くないと考えられますが、総務大臣と財務大臣の見解を伺いたいと思います。

次に、新型交付税について伺います。

政府は、平成十九年度から、人口と面積を基本とした簡素で新しい基準による基準財政需要額の算定、つまり新型交付税を導入しようとしています。

そもそも、地方交付税とは地方団体の固有財源であり、本来最初から地方が持つべき財源を地域差が出ないようにするためにとられてきた措置であることは今更言うまでもありません。今回の新型交付税の導入は、算定の簡素化を優先した結果、個々の地方団体の財政需要の的確な把握がそろそそかになっているのではないのでしょうか。導入の結果、各地方団体の受け取る地方交付税の額に影響が出ることは避けられず、交付税制度の本来の機能である財源保障機能と財源調整機能が低下したことを表しています。

地方団体の納得と信頼を得るためには、地方の財政需要の実態に応じた算定が行われていくことについて説明責任を果たしていかなければなりません。次に、頑張る地方応援プログラムについて伺います。

政府は、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方団体に対して、頑張る地方応援プログラムにより、平成十九年度から地方行政等による支援措置を講じようとしています。

しかし、そもそも地方交付税は、どの地域に住む住民に対しても一定の行政サービスを提供することができるよう、地方税だけでは財政需要を賄えない地方団体に対して交付されるものです。そ

の算定に成果指標を用いるということは、交付税制度の本来の役割を逸脱してゆがめるおそれが高いと考えますが、総務大臣の説明を伺いたいと思います。

また、交付税算定の一環として行う以上、客観的な基準に基づいて算定する必要がありますが、何をもちて頑張っているかと判断するんでしょうか。その明確な基準設定は困難です。補助金のように国が財政支援で政策誘導する手法は、自治体地域事情よりも制度に合わせて政策を展開するという弊害が指摘されてきました。地方分権改革として補助金削減などで地方の自主性を高める方向を目指している中で、なぜ交付税を政策誘導的に使う制度を新たに導入するのか、極めて疑問です。

仮に基準が設定できたとしても、地理的条件など地方団体の置かれている立場は様々なことから、頑張るための前提条件にそもそも違いがあつて、頑張ってもなかなか成果の出せない団体があるのが実情でないでしょうか。地方の声を聴く姿勢は一定評価してもいいかもしれませんが、政策の手法や効果に対する疑問と不透明感はぬぐい切れません。

地方団体の格差を是正するはずの地方交付税によって逆に格差を拡大させてしまう懸念があり、総務大臣はこの点をどう考えているのか、明確な答弁を伺いたいと思います。

今、頑張る地方の応援のために必要なことは、国の権限や税財源の地方への移譲をもっと進めることなどではないでしょうか。それが本当の地方分権改革ではありませんか。

最後に、地方税制の改正について伺います。本年六月には、定率減税の廃止と三兆円の税源移譲に伴って、住民税の負担が大幅に増えることになりました。その一方で、平成十九年度の税制改正は、四月の統一地方選挙と七月の参議院選挙をにらんで、抜本的な改革は先送りされました。し

かし、参議院選挙後には消費税に関する本格的な増税プランが稼働すると言われています。

今回の税制改正は、本格的な税制改正が先送りされた結果、小幅な改正にとどまっていますが、その中で、上場株式等の配当及び譲渡益に関する課税の軽減税率を一年間延長する措置が入っています。政府は、貯蓄から投資へという政策に対応するものであるとしていますけれども、所得階層が二極化する中で、株式投資ができるのは平均以上の年収を獲得している層であり、これらの富裕な人々に更に恩恵を与え、取りやすい一般的なサラリーマンなどには増税、これでは所得格差が拡大するのは当たり前ではないでしょうか。これでは、格差を拡大するための政策だと言われても否定できないのではありませんか。総務大臣と財務大臣の見解を伺いたいと思います。

間もなく、日本じゅうでそれぞれの一年生の希望に満ちた歓声が聞こえる、夢にあふれた季節を迎えます。しかし、現実には厳しく、この危機を救うには、自治体が住民との応対を惜しまず、行政の需要に耳を澄ませ、国はその地道な努力を後押しすることだと思っています。そのためにも、見せ掛けやパフォーマンスではない本当の地方分権のために、可能な限りの権限と税財源の移譲を強く求め、質問を終わりたいと思います。(拍手)

○国務大臣(菅義偉君) 高橋議員から七つの質問がありました。

まず、財政力格差についてであります。

地方団体の財政力に差があることは事実であり、できる限りの対策を講じているところであります。平成十九年度は、交付税の法定率を堅持し、地方一般財源総額を前年度を五千億円上回って確保いたしております。また、三年間で五兆円規模の公的資金の補償金なしの繰上償還等を行うこととしております。

今後必要な交付税等の一般財源総額を確保す

るとともに、偏在の少ない税を中心に地方税の充実を図るなど、税収格差が拡大しないよう検討を進めてまいります。

次に、地方財源不足についてお尋ねがありました。

平成十九年度は、折半対象財源不足はありませんが、地方財源不足は四・四兆円に上っており、臨時財政対策債などの地方の借入金等で補てんをいたしております。今後も、地方財政の健全化を進め、地方財源不足全体の縮小に努めてまいります。

次に、交付税の財源保障機能についてお尋ねがありました。

厳しい財政状況を踏まえ、基本方針二〇〇六に沿って地方歳出の抑制を努めることは必要です。あわせて、どのような地域にあつても一定水準の行政サービスを提供できるよう、交付税の財源保障機能を適切に発揮してまいります。また、基本方針二〇〇六においては、地方交付税の現行法定率を堅持すること等を明記しており、今後もこの基本方針に沿って対応してまいります。

次に、新型交付税についてお尋ねがありました。

新型交付税の導入に際しては、交付税の基本的機能を変えるものではないことを説明するとともに、十分に意見交換を行ってまいりました。具体的制度設計については、人口規模による行政コスト差等を反映するとともに、条件不利地域の特別財政需要を算定する仕組みを確保することなどによって、各地方公共団体の財政需要というものを適切に算定することといたしております。

次に、頑張る地方応援プログラムについて二点お尋ねがありました。

頑張る地方応援プログラムの交付税措置は、全国的かつ客観的な成果指標が向上した地方公共団体に対して、その程度に応じて交付税の割増し算定を行うものであります。交付税は使途を特定されない一般財源であり、その使途は当然それぞれ

の地方公共団体の創意と工夫にゆだねるものであるために、交付税制度の本来の役割を逸脱するものではありません。

また、頑張る地方応援プログラムでは、具体的な成果目標を掲げて取組を進めるすべての地方公共団体に対して、その取組経費を特別交付税により措置するとともに、成果指標を交付税の算定に反映をさせる際には、条件不利地域の状況というものに配慮することによって、条件不利地域においても前向きに頑張っておる地方公共団体もしっかり応援してまいりたいと思っております。

最後に、定率減税の廃止、上場株式等の配当及び譲渡益に対する軽減措置についてお尋ねがありました。

定率減税は、平成十一年当時に景気対策として導入された暫定的な負担軽減措置であり、導入の経緯や経済状況の改善を踏まえ廃止したものであります。

また、上場株式等の配当及び譲渡益に対する軽減措置は、株式市況や経済情勢への影響に配慮をし、一年延長して廃止することといたしております。この間に、市場の混乱を回避するための特例措置等について検討していくこととしております。

いずれも、それぞれの制度の趣旨を踏まえ適切な措置を講じたものであり、格差を拡大させるという御指摘は当たらないと思います。(拍手)

○国務大臣(尾身幸次君) 高橋議員からの御質問にお答えいたします。

地方団体間の財政力格差についてのお尋ねがありました。

国と地方の財政状況を十九年度予算ベースと比較いたしますと、債務残高の税収に対する比率は、国が十五・三倍であるのに対し、地方は三・五倍です。また、一般会計のプライマリバランスは、国が四・四兆円の赤字であるのに対して地方は五・四兆円の黒字であり、国は総体として地

方よりも極めて厳しい財政状況にあります。

他方、地方団体を個別に見ますと、地方税収が十分に確保できない自治体がある一方で、東京都のように基準財政収入と基準財政需要の差が一・四兆円という大幅な財源余剰が発生している自治体があるなど、自治体間の財政力の格差が見られます。こうした状況にかんがみれば、地域間の財政力格差の問題について総務大臣とも相談をしつつ、今後、真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

昨年末の地方財政対策の交渉についてお尋ねがありました。

昨年末の総務大臣との折衝においては、御指摘のような発言は行っておりません。私からは、国と地方の信頼関係に基づいて、全体としての日本の財政健全化を図っていく必要がある旨申し上げました。その結果、平成十九年度予算においては、現行法定率どおりの地方交付税額である十四・六兆円を一般会計に計上することとしております。

地方の財源不足額についてお尋ねがありました。

平成十九年度は、国と地方が折半で負担していた財源不足は解消されましたが、既往発行債の償還などのため臨時財政対策債等の発行が予定されていることは承知しております。今後とも、国と総体としての地方の財政状況の差を踏まえつつ、地方においても国と同様の厳しい歳出改革を進め、国と地方でバランスの取れた財政健全化を進める必要があると考えております。

地方交付税の特例減額についてお尋ねがありました。

先ほど申し上げたように、十九年度予算においては、現行法定率どおりの地方交付税額である十四・六兆円を一般会計に計上しております。国は赤字であり、総体としての地方は黒字であるという財政状況の差を踏まえれば、今後とも、国と同様に地方歳出の厳しい改革を行うことにより、地

方交付税を抑制していく必要があると考えております。

いずれにせよ、地方税と地方交付税を合わせた地方が自由に使える財源を適切に確保しつつ、国が総体としての地方よりも厳しい財政状況にあること、及び地方税収が十分に確保できない自治体がある一方、東京都のように大幅な財源余剰が発生する自治体があり、自治体間の財政力の格差が大きい状況なども踏まえて、今後とも、総務大臣とも相談しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

定率減税の廃止、上場株式等の配当と譲渡益の軽減税率についてお尋ねがありました。

定率減税は、一九九九年に臨時異例の景気対策として中低所得者に手厚い減税を行ったものであります。定率減税の縮小、廃止は、こうした導入の経緯や経済状況の大幅な改善を踏まえ、二年間で段階的に元に戻すものであり、いわゆる増税とは異なります。

上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率については、その適用期限を一年延長して廃止することとし、この一年の延長期間において金融所得間の損益通算範囲の拡大策や市場の混乱を回避するための臨時措置等について検討を行った上で廃止することを決めたものであり、適切な措置であると考えています。これらの措置は、以上申し上げた趣旨により行うものであり、格差を拡大させるために行うものではありません。(拍手)

(国務大臣冬柴鐵三君登壇、拍手)
○国務大臣(冬柴鐵三君) 改善措置要求に対する認識と談合根絶のための具体的な対策についてお尋ねがありました。

入札談合等の不正行為、とりわけ官製談合はあってはならないことですが、今般、国の機関として初めて改善措置要求を受けたことは極めて遺憾であり、誠にさききに堪えません。こうした事態を厳密に受け止め、国民に対し、皆様に深くおわびを申し上げます。

国民の信頼を回復できるよう、談合行為の排除に向け、談合がいかに割に合わないかを職員及び事業者者に徹底してまいります。

そして、今般取りまとめた当面の入札談合防止対策に基づき、不正行為の防止、網羅保持の徹底に全力を尽くすとともに、引き続き事実関係の徹底した解明と、原因、背景等を踏まえて必要な対策の検討を行ってまいります。(拍手)

(国務大臣柳澤伯夫君登壇、拍手)

○国務大臣(柳澤伯夫君) 高橋議員からは、まず科研費補助金の不正の再発防止対策につきましてお尋ねがありました。

当省から埼玉県に出向中の職員が厚生労働科学研究費に係る詐欺容疑で逮捕されたことにつきまして、極めて遺憾と考えております。

今後、厚生労働省といたしましては、捜査当局に全面的に協力するとともに、その中で明らかとなった事実関係を踏まえ、適切な再発防止のための対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、地方における医師不足問題についてお尋ねがありました。

地域における必要な医療の確保につきましては、国と都道府県が協力した上で、医療資源の効率的な活用等の見地から、医療機関相互のネットワークの構築が重要だと考えております。

このため、厚生労働省におきましては、財政的支援や具体的な助言等、都道府県の取組を多面的に支援するとともに、中長期的対策といたしましては、大学医学部に地元医師を定着させるための地域枠の設定などを推進してまいりたいと考えております。

さらに、地域ブロックごとに担当のチームを役所内に作りまして、各都道府県の地域医療対策協議会に必要に応じて参加するなど、都道府県の医師確保に係る取組を具体的かつ効果的に支援していきたい、このように考えております。(拍手)

(国務大臣渡辺喜美君登壇、拍手)

○国務大臣(渡辺喜美君) 公務員制度改革についてお尋ねがありました。

公務員制度については、絡み合った諸問題をパッケージで解決することが必要であります。このため、年功序列を打破し、採用試験の種類や年次にかかわらず、能力と業績の評価に基づく人事を行わなければならないことを法案で明確にいたします。したがって、従来のキャリアとノンキャリアの区別というのはなくなると考えます。

一方で、能力、業績が良くなければ昇進、昇給はできません。成績不良等の公務員には分限降格・免職といった厳しい措置もとってまいります。

また、総理が施政方針演説で述べているとおり、予算や権限を背景とした押し付けのあつせんによる再就職の根絶を必ず実現をいたします。

さらに、公務員の労働基本権の問題については、行政改革推進本部の下に設置された専門調査会において精力的に議論が進められており、早期に方向性を整理し、四月中に中間取りまとめをいたしたいと考えております。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) 日程第一 地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に關し承認を求めるの件(第百六十四回国会内閣提出、第百六十六回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。厚生労働委員長鶴保庸介君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(鶴保庸介君登壇、拍手)

○鶴保庸介君 ただいま議題となりました承認案件につきまして、厚生労働委員会における審査の

経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、厚生労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、越谷市、市川市及び青梅市の三か所に新たに社会保険事務所を設置することについて、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求めるものであります。委員会におきましては、新たに社会保険事務所を設置することの背景、年金相談体制の充実の必要性、職員配置の見直しによる業務の適正化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決を行います。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よつて、本件は全会一致をもって承認することにいたしました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十九分散会

出席者は左のとおり。

議長 扇 千景君
副議長 今泉 昭君

議員

近藤 正道君	谷合 正明君	小泉 昭男君	浮島とも子君	小池 正勝君	渡辺 孝男君	高野 博師君	世耕 弘成君	福島みずほ君	西田 実仁君	弘友 和夫君	中川 義雄君	山口 那津男君	風間 昶君	山下 栄一君	草川 昭三君	南野知恵子君	山崎 正昭君	若林 正俊君	北川イッセイ君	関口 昌一君	坂本由紀子君	中川 雅治君	野村 哲郎君	岡田 直樹君	山谷えり子君	有村 治子君	岡田 広君	山崎 力君	田村 公平君	佐藤 昭郎君	岩永 浩美君	魚住 汎英君	金田 勝年君
鰐淵 洋子君	澤 雄二君	遠山 清彦君	山本 香苗君	山本 貞雄君	山本 保君	福本 潤一君	鶴保 庸介君	加藤 修一君	松 あきら君	山内 俊夫君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	浜四津敏子君	白浜 一良君	木庭健太郎君	吉村剛太郎君	溝手 顕正君	田村耕太郎君	河合 常則君	椎名 一保君	末松 信介君	二之湯 智君	萩原 健司君	秋元 司君	山本 順三君	中村 博彦君	岸 宏一君	常田 享詳君	田浦 直君	阿部 正俊君	鈴木 政二君	泉 信也君	北岡 秀二君

市川 一朗君	佐藤 泰三君	田中 直紀君	松田 岩夫君	片山虎之助君	松山 政司君	長谷川憲正君	松村 祥史君	田村 秀昭君	吉田 博美君	愛知 治郎君	小林 温君	段本 幸男君	野上浩太郎君	中島 啓雄君	山下 英利君	三浦 一水君	矢野 哲朗君	太田 豊秋君	谷川 秀善君	青木 幹雄君	中曾根弘文君	竹山 裕君	倉田 寛之君	尾立 源幸君	富岡由紀夫君	荒井 広幸君	足立 信也君	白 眞勲君	小林 正夫君	喜納 昌吉君	芝 博一君	若林 秀樹君	森 ゆうこ君	大塚 耕平君	広野ただし君	福田 哲郎君	木俣 佳丈君
狩野 安君	尾辻 秀久君	清水嘉子君	香掛 哲男君	水落 敏栄君	藤野 公孝君	神取 忍君	亀井 郁夫君	岸 信夫君	舩添 要一君	西島 英利君	伊達 忠一君	西銘順志郎君	木村 仁君	山本 一太君	大野つや子君	松村 龍二君	脇 雅史君	加納 時男君	中原 爽君	陣内 孝雄君	真鍋 賢二君	関谷 勝嗣君	鈴木 陽悦君	藤本 健三君	松下 新平君	藤本 祐司君	那谷屋正義君	下田 敦子君	柳澤 光美君	主濱 了君	池口 修次君	平野 達男君	辻 泰弘君	工藤堅太郎君	櫻井 充君	浅尾慶一郎君	羽田雄一郎君

加藤 敏幸君	北澤 俊美君	峰崎 直樹君	直嶋 正行君	円より子君	和田ひろ子君	小林 元君	高嶋 良充君	田名部匡省君	江田 五月君	西岡 武夫君	広中和歌子君	山下八洲夫君	角田 義一君	郡司 彰君	蓮 舫君	林 久美子君	島田智哉子君	小林美恵子君	前川 清成君	大久保 勉君	紙 智子君	松岡 徹君	津田弥太郎君	犬塚 直史君	水岡 俊一君	仁比 聡平君	鈴木 寛君	岩本 司君	黒岩 宇洋君	大門美紀史君	井上 哲士君	高橋 千秋君	藤原 正司君	神本美恵子君	山根 隆治君	小池 晃君	内藤 正光君	佐藤 道夫君	朝日 俊弘君	平田 健二君	家西 悟君	小川 勝也君	吉川 春子君	市田 忠義君	小川 敏夫君	奥石 東君	千葉 進君	伊藤 基隆君	千葉 景子君	岡崎トミ子君	大石 正光君	前田 武志君	佐藤 泰介君	柳田 稔君
総務大臣	菅 義偉君	財務大臣	尾身 幸次君	厚生労働大臣	柳澤 伯夫君	国土交通大臣	冬柴 鐵三君	国務大臣	渡辺 喜美君	総務副大臣	大野 松茂君																																											

議長の報告事項

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

岡崎トミ子君

補欠

小川 勝也君

環境委員

辞任

小川 勝也君

補欠

岡崎トミ子君

予算委員

辞任

岩城 光英君
川口 順子君
若林 秀樹君
山口 那津男君
小林美恵子君
大門実紀史君
近藤 正道君

補欠

岸 信夫君
中川 義雄君
広中和歌子君
浮島とも子君
井上 哲士君
仁比 聡平君
福島みずほ君

決算委員

辞任

岸 信夫君
神本美恵子君
仁比 聡平君

補欠

岩城 光英君
那谷屋正義君
小林美恵子君

行政監視委員

辞任

福島みずほ君

補欠

近藤 正道君

議院運営委員

辞任

那谷屋正義君
浮島とも子君

補欠

神本美恵子君
遠山 清彦君

同日内閣から次の議案が提出された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一二二号)
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一二二号)

社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一二三号)
適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一四号)
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一五号)

二千六年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一六号)
弁理士法の一部を改正する法律案(閣条第七五号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)

職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約(第百八十七号)の締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号)
地方公共団体の財政の健全化に関する法律案(閣条第六八号)

住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣条第六九号)
漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案(閣条第七〇号)

水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(閣条第七二号)
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案(閣条第七三号)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣条第七四号)
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣条第七五号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。
平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣条第三号)
所得税法等の一部を改正する法律案(閣条第四号)

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。
公聴会開会承認要求書

一、議案の名称
平成十九年度一般会計予算
平成十九年度特別会計予算
平成十九年度政府関係機関予算
一、公聴会の問題 平成十九年度総予算について

一、開会の日 平成十九年三月十五日
右のとおり議決した。よって参議院規則第六十二条により承認を求めます。
平成十九年三月八日
予算委員長 尾辻 秀久
参議院議長 扇 千景殿

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員蓮舫君提出安倍内閣発足後に創設された政府の会議等に関する質問に対する答弁書(第九号)

参議院議員福島みずほ君提出自己管理型労働制の検討過程等に関する質問に対する答弁書(第一〇号)
参議院議員喜納昌吉君提出アーミテージ報告に関する質問に対する答弁書(第一二二号)

参議院議員大久保勉君提出総務省発行のパンフレットの記述内容に関する質問に対する答弁書(第一二二号)
参議院議員大久保勉君提出地方債のリスクウェイトに関する質問に対する答弁書(第一二三号)

参議院議員大久保勉君提出地方公共団体の債務に関する再質問に対する答弁書(第一四号)

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

中央選挙管理委員会

坂田 桂三君
谷合 靖夫君
足立 良平君
後藤 茂君
鳥居 一雄君

同 予備委員

元宿 仁君
今井 正彦君
西川 洋君
尾崎 智子君
長谷雄幸久君
同日衆議院議長から、国会は中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記のとおり指名したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

中央選挙管理委員会

坂田 桂三君
谷合 靖夫君
後藤 茂君
足立 良平君
鳥居 一雄君

同 予備委員

元宿 仁君
今井 正彦君
西川 洋君
尾崎 智子君
長谷雄幸久君
同日内閣から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況の報告を受領した。
同日内閣を経由して総務大臣から、日本郵政公社法第六十四条第一項の規定に基づく平成十九年四月一日以降六か月を一期とする日本郵政公社の中期経営目標及び中期経営計画の認可に関する報告を受領した。

別紙

名 称	位 置	管 轄 区 域
越谷社会保険事務所	越谷市	越谷市 草加市 八潮市 三郷市 吉川市
市川社会保険事務所	市川市	市川市 鎌ヶ谷市 浦安市
青梅社会保険事務所	青梅市	青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 西多摩郡

投票者氏名

日程第一 地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に關し承認を求めるの件(第百六十四回国会内閣提出、第百六十六回国会衆議院送付)

賛成者氏名

一九九名

阿部 正俊君 愛知 治郎君
青木 幹雄君 秋元 司君
有村 治子君 泉 信也君
市川 一朗君 岩永 浩美君
尾辻 秀久君 大野つや子君
太田 豊秋君 岡田 直樹君
岡田 広君 荻原 健司君
加納 時男君 狩野 安君
片山虎之助君 金田 勝年君
神取 忍君 河合 常則君
木村 仁君 岸 宏一君
岸 信夫君 北岡 秀二君
北川イツセイ君 香掛 哲男君
倉田 寛之君 小池 正勝君
小泉 昭男君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 坂本由紀子君

清水嘉与子君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 関口 昌一君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 谷川 秀善君 常田 享詳君 中川 雅治君 中島 啓雄君 中原 爽君 二之湯 智君 西銘順志郎君 野村 哲郎君 藤野 公孝君 外添 要一君 松村 龍二君 三浦 一水君 溝手 顕正君 山内 俊夫君 山崎 正昭君 山下 英利君 椎名 一保君 末松 信介君 世耕 弘成君 関谷 勝嗣君 田中 直紀君 田村耕太郎君 竹山 裕君 段本 幸男君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中曾根弘文君 中村 博彦君 西島 英利君 野上浩太郎君 南野知恵子君 真鍋 賢二君 松村 祥史君 松山 政司君 水落 敏栄君 矢野 哲朗君 山崎 力君 山下 英利君

山谷えり子君 山本 順三君 吉村剛太郎君 脇 雅史君 浅尾慶一郎君 伊藤 基隆君 池口 修次君 岩本 司君 小川 勝也君 尾立 源幸君 大久保 勉君 岡崎トミ子君 神本美恵子君 喜納 昌吉君 工藤堅太郎君 郡司 彰君 小林 元君 佐藤 泰介君 櫻井 充君 島田智哉子君 主濱 了君 鈴木 寛君 高嶋 良充君 千葉 景子君 津田弥太郎君 富岡由紀夫君 内藤 正光君 西岡 武夫君 白 眞勲君 平田 健二君 広田 一君 広野ただし君 藤末 健三君 山本 一太君 吉田 博美君 若林 正俊君 足立 信也君 朝日 俊弘君 家西 悟君 犬塚 直史君 江田 五月君 小川 敏夫君 大石 正光君 大塚 耕平君 加藤 敏幸君 木俣 佳丈君 北澤 俊美君 黒岩 宇洋君 小林 正夫君 奥石 東君 佐藤 道夫君 芝 博一君 下田 敦子君 榛葉賀津也君 田名部匡省君 高橋 千秋君 高橋 マル子君 角田 義一君 那谷屋正義君 直嶋 正行君 羽田雄一郎君 林 久美子君 平野 達男君 広中和歌子君 福山 哲郎君 藤本 祐司君

反対者氏名

藤原 正司君 前田 武志君 松下 新平君 水岡 俊一君 森 ゆうこ君 柳澤 光美君 山下八洲夫君 蓮 舫君 若林 秀樹君 魚住裕一郎君 加藤 修一君 草川 昭三君 澤 雄二君 高野 博師君 遠山 清彦君 浜四津敏子君 福本 潤一君 山口那津男君 山本 香苗君 渡辺 孝男君 井上 哲士君 紙 智子君 小林美恵子君 仁比 聡平君 近藤 正道君 洲上 貞雄君 田村 秀昭君 荒井 広幸君 鈴木 陽悦君 前川 清成君 松岡 徹君 円より子君 峰崎 直樹君 築瀬 進君 柳田 稔君 山根 隆治君 和田ひろ子君 荒木 清寛君 浮島とも子君 風間 昶君 木庭健太郎君 白浜 一良君 谷合 正明君 西田 実仁君 弘友 和夫君 松 あきら君 山下 栄一君 山本 保君 鰐淵 洋子君 市田 忠義君 小池 晃君 大門実紀史君 吉川 春子君 福島みずほ君 亀井 郁夫君 長谷川憲正君 今泉 昭君

○名

安倍内閣発足後に創設された政府の会議等に
関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年二月二十八日

参議院議長 扇 千景殿 蓮 舫

安倍内閣発足後に創設された政府の会議等
に関する質問主意書

安倍内閣発足後、政府は、内閣、内閣官房及び内閣府に置かれた様々な本部、会議等(以下「会議等」という。)を創設しているものの、その目的や国家行政組織法第八条並びに内閣府設置法第三十七条及び第五十四条の審議会等(以下「審議会等」という。)との役割分担が不明確なものが見受けられる。これら会議等の経費は言うまでもなく国民の税金で賄われており、それらの設置、運営は国民生活の向上に資するものであることが強く求められる。

そこで、以下質問する。

一 少子化社会対策会議と「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議のそれぞれの目的と総経費、詳細な内訳を明らかにされたい。経費を算出できない場合はその理由を示し、総予算とその詳細な内訳を明らかにされたい。

二 安倍内閣発足後に創設された政府の会議等の総経費と会議等ごとの詳細な内訳を明らかにされたい。経費を算出できない場合はその理由を示し、総予算とその詳細な内訳を明らかにされたい。

三 閣議決定で創設された教育再生会議と国家行政組織法第八条及び文部科学省組織令第八十五条を根拠とする中央教育審議会は、その設立根拠に違いはあるものの、教育問題については、両者とも類似した議論等が行われ、結果として両者の違いが分かりにくく、単に屋上屋を重ねているとの指摘もなされている。そのような指摘が当たらないのであれば、その理由を示すとともに、教育再生会議と中央教育審議会の役割分担、設置目的、政策目的等両者の違いを明らかにされたい。

四 会議等の設置、運営は国民の生活の向上に資するものでなければならず、そのためにも会議等と審議会等との役割分担が明確になされている必要がある。今後、国民の生活の向上に資するためにも、安倍内閣発足後に創設された政府の会議等や現在設置されている審議会等をどのように明確に役割分担させ、違いを出していくのか政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十九年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員蓮舫君提出安倍内閣発足後に創設された政府の会議等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員蓮舫君提出安倍内閣発足後に創設された政府の会議等に関する質問に対する答弁書

一 について

少子化社会対策会議は、少子化社会対策基本

法(平成十五年法律第百三十三号)第十八条第一項の規定に基づき、内閣府に置かれた特別の機関であり、同法第七条に定める少子化に対処するための施策の大綱の案を作成すること、少子化社会において講ぜられる施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること並びに少子化社会において講ぜられる施策に関する重要事項について審議し、及び少子化に対処するための施策の実施を推進することを目的としている。同対策会議は、閣僚のみで構成されるため、その経費(諸謝金、委員等旅費及び庁費のうち額が特定できるもの(以下「庁費」という。))をいう。以下同じ。は、零円である。

また、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議は、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定方針について(平成十九年二月六日少子化社会対策会議決定)に基づき、同対策会議の下で開催しているものであり、制度、政策、意識改革等のあらゆる観点から、効果的な少子化対策の再構築、実行を図るための「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定に資することを目的としている。同月九日に開催した第一回の同検討会議の経費の概算額は、諸謝金十五万九千九百円、委員等旅費二千五百八十円、庁費三万二千七百七十七円であり、これらの合計は、十八万六千五百五十七円である。

二 について

安倍内閣発足後に創設された「会議等」の経費の平成十九年二月二十八日時点で判明している概算額は、教育再生会議については、諸謝金四百二十八万九千三百円、委員等旅費百八十五万八千五百五十円、庁費三百二十四万五千六百円、

イノベーション二十五戦略会議については、諸謝金五十八万八千円、委員等旅費二十六万五千八百六十円、庁費四十三万八千四百八十五円、アジア・ゲートウェイ戦略会議については、諸謝金五十二万三千八百円、委員等旅費零円、庁費十七万六千四百円、新健康フロンティア戦略賢人会議については、諸謝金百七十七万八千八百円、委員等旅費七十八万七千八百八十円、庁費四十七万八千六百八十五円、国家安全保障に関する官邸機能強化会議については、諸謝金百五十八万六千四百三十円、委員等旅費及び庁費零円、ハローワークとILO条約に関する懇談会については、諸謝金八十七万五千円、委員等旅費三十五万四千三百六十円、庁費二十六万六千三百九十五円、道州制ビジョン懇談会及び道州制協議会については、同時に開催しているため両者を併せて、諸謝金二十八万六千円、委員等旅費及び庁費零円、成長力底上げ戦略構想チームについては、諸謝金及び委員等旅費零円、庁費三万八千八百五十円並びに拉致問題対策本部、対北朝鮮輸入禁止等に関する緊急対策会議、地域活性化の推進に関する検討チーム、情報機能強化検討会議、道州制特別区域推進本部、多重債務者対策本部、カウンタートンテリジェンス推進会議、平和構築分野の人材育成に関する関係省庁連絡会議及び規制改革推進本部については、閣僚その他の国家公務員のみで構成されるため、零円であり、これらの合計は、千七百八十三万七千二百九十五円である。

三 について

教育再生会議は、二十一世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を図ること

を目的とし、内閣総理大臣、内閣官房長官及び文部科学大臣並びに有識者を構成員として、「教育再生会議の設置について」(平成十八年十月十日閣議決定)に基づき、内閣に置かれたものである。また、本会議では、中央教育審議会と異なり、文部科学省の所掌事務に限らず、子育て支援、労働形態、地域社会や企業の在り方等を含めた、より幅広い観点から、教育の再生のための抜本的な施策を検討しているところである。一方、中央教育審議会、文部科学大臣の諮問に依りて、教育の振興、生涯学習の推進、スポーツの振興等に関する重要事項の調査審議等を行うことを目的とし、有識者を構成員として、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条及び文部科学省組織令(平成十二年政令第二百五十一号)第八十五条に基づき、文部科学省に置かれたものである。

四について

安倍内閣発足後に創設された「会議等」は、安倍内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整等に資するために開催しているものであり、審議会等は、それぞれが置かれている行政機関の所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、当該行政機関の重要事項に関する調査審議等を行うために置かれているものであって、「会議等」は、既存の審議会等と適切に役割を分担させて活用していくべきものと考えている。

自己管理型労働制の検討過程等に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年三月一日

参議院議長 扇 千景殿

福島みずほ

自己管理型労働制の検討過程等に関する質問
問主意書

規制改革・民間開放推進会議の答申に沿つて検討が進められてきた、いわゆる自己管理型労働制(以下「本制度」という)の導入については、労働政策審議会労働条件分科会の労働者委員が「導入は認められない」との意見を明らかにしているほか、多くの労働者とその家族が過労死や過労自殺を増大させることになるという危機感を募らせている。こうした中で、本制度の導入を図ることは、この間の検討が、専ら「過労死は労働者の自己責任」等の発言を繰り返す一部の経営者(使用者)の意見にのみ依拠したものとの疑念を抱かざるを得ない。

このような観点から、働く人々の健康、生活、そして権利に重大な影響を及ぼす本制度の検討過程や必要性等について、以下質問する。

一 本制度の検討に当たつて、多くの国民が懸念する過労死や過労自殺の予防の観点から、産業医学の研究者を交えた専門医学的な検討を行った実績の有無を明らかにされたい。仮にあるとした場合、本制度の検討に当たつて、検討結果をどのように反映させたのか明らかにされたい。

二 本制度の検討に当たつて、厚生労働大臣は、本年一月十六日の閣議後の記者会見で「私も具体の話もいろいろな方々に当たつて聞いている」と発言しているが、厚生労働大臣及び同省幹部は、過労死や過労自殺の予防を強く訴える「全国過労死を考える家族の会」と面会し、直接意見を聴いたことはあるか。仮にないとすればその理由を示されたい。

三 本制度の下で、過労死や過労自殺を防止する法的措置は万全のものであると考えるか。また、本制度の下で、過重労働による過労死や過労自殺が発生することはないと断言できるか。仮に断言できない場合、その責任は使用者、労働者のどちらが負うことになるのか。それぞれ政府の見解を示されたい。

四 本制度について、「労働時間規制を適用除外」とし、労働時間を自分で決めることができるようにする制度」と説明しているが、現行法には、労働者が労働時間を自分で決めることができることを前提としたフレックスタイム制が定められている。フレックスタイム制を活用することでは足りず、本制度の導入に固執する理由を明らかにされたい。また、現行法上、労働者が労働時間を自分で決めることを直接妨げる条項はあるか明らかにされたい。

五 本制度の下で、使用者は個々の労働者に対して、一定の仕事量や一定の達成目標を設定することは可能か。仮に可能であるとするなら、本制度の下で、過大な仕事量や達成目標によつて過重労働が引き起こされ、過労死や過労自殺を生じさせる危険はないのか。また、本制度と同様に「労働時間を自分で決めることができるよ

うにする制度」である裁量労働制の下で発生した過労死や過労自殺について、過重労働が原因となった例はあるのか。それぞれ明らかにされたい。

六 平成十四年二月十二日付基発第〇二二〇〇一号「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」では、「発症前一月間におおむね百時間を超える時間外労働が認められる場合又は発症前二か月間ないし六か月間にわたつて一か月当たりおおむね八十時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症の関連性が強い」とされているが、一日、一週の労働時間規制を適用除外する本制度の下で、このような過重労働が生じないと断言できるか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十九年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員福島みずほ君提出自己管理型労働制の検討過程等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出自己管理型労働制の検討過程等に関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省としては、労働時間では成果を適切に評価できない業務に従事すること等の一定の要件を満たす労働者が、労働時間を自ら管理し、仕事と生活の調和を図りつつ、より弾力的

かつ効率的に働くことができるよう、自己管理型労働制の創設を検討してきたところであるが、その検討に当たっては、労働政策審議会における医学的知見に基づく専門的な検討を経て、平成十八年に労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)において、長時間労働により疲労の蓄積が認められる労働者から申出があった場合に、事業者は医師による面接指導を行わなければならないこととされたことも踏まえ、一週間当たり四十時間を超える在社時間等がおおむね月八十時間程度を超えた労働者から申出があった場合には、医師による面接指導を行わなければならないこと等の労働者の健康の確保のための措置を検討してきたものである。

二について

厚生労働省においては、一般的に、各種団体等の意見については、担当部局の職員が聴いた上で、適宜大臣及び幹部に報告することとしており、「全国過労死を考える家族の会」について、日程、対応者等について同会と調整の上、平成十八年十月二十四日、十一月二十二日及び十二月十一日に、自己管理型労働制の検討に当たっている労働基準局監督課の職員が面会し、その意見を聴いたところである。

三について

厚生労働省としては、自己管理型労働制の検討過程において、長時間にわたる過重な労働及びこれに伴う健康障害を防止するため、その対象となる個々の労働者と業務内容、業務の進め方等について話し合うこと、一年間に百四日以上の上の休日を与えること、一について述べた医師による面接指導を行わなければならないこと

とする等の措置を検討してきたものである。また、仮に労働災害が発生した場合には、使用者の責任に基づく補償等がなされるものである。

四について

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十二条の三に定めるフレックスタイム制は、始業及び終業の時刻を労働者の決定にゆだねることとする制度であるが、この制度においては総労働時間があらかじめ労使協定で定められるものであるため、労働者が労働時間を自ら管理し、仕事と生活の調和を図りつつ、より弾力的かつ効率的に働くことができるよう、自己管理型労働制の創設を検討してきたものである。

また、労働基準法上は、第三十二条において労働時間の最長限度を規定するとともに、労働者が労働時間の配分を決定できる場合を第三十八条の二に定める事業場外みなし制並びに第三十八条の三及び第三十八条の四に定める裁量労働制の下で働く場合に限定している。

五について

自己管理型労働制の検討過程においては、使用者が個々の労働者について仕事量や達成目標を設定することは可能であるが、これらを含め、使用者は当該労働者と業務内容、業務の進め方等について話し合うこと、仮に、仕事量が過大であることが明らかとなった等の場合には、労使の話し合いにより適正なものとなるよう必要な措置を講ずること等の長時間にわたる過重な労働及びこれに伴う健康障害を防止するための措置について検討してきたものである。

また、お尋ねの例については、平成十七年度の過労死等事案の労災認定件数三百三十件のうち、

厚生労働省においては、労働基準法第三十八條の三に定める専門業務型裁量労働制の適用を受ける労働者と確認できたものが一件あった。

政策になる可能性が相当に強いと思われるが、政府の見解を示されたい。

六について

厚生労働省としては、これまでも、長時間にわたる過重な労働及びこれに伴う健康障害の防止に努めてきているところであり、今回の自己管理型労働制の検討過程においても、三について述べたような措置について検討してきたものである。

アーミテージ報告に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年三月一日

喜納 昌吉

参議院議長 扇 千景殿

アーミテージ報告に関する質問主意書

本年二月十六日、ワシントンでアーミテージ元米国国務副長官等が「対日戦略報告書(アーミテージ報告)改訂版(以下「本報告」という。)を発表した。本報告は、安倍政権の外交・防衛政策に強い影響力を及ぼす可能性がある。

そこで、本報告及び関連事項について、以下質問する。

一 二〇〇〇年に発表された最初の「アーミテージ報告」は、日米の同盟強化をうたっていたが、こうした内容がそのまま日米の同盟強化政策へと発展していった。同様に、今回発表された本報告の内容が、安倍政権以降の日本政府の

四

本報告では、自衛隊の海外派遣に関する恒久法の制定を支持している部分もある。このような表現は内政干渉であると考え、政府の見解を示されたい。

五 日本で現在最大の課題は、貧富の格差は正、年金など社会福祉の充実などを通じて、弱肉強食の新しい自由主義経済政策の誤りを正すことであると考え、国庫には膨大な赤字が累積しており、防衛費などを惜しみなく出せる状況にないが、本報告では、日本に防衛費の拡大を求めている。日米同盟に関連して日本側の資金負担が大い上に、防衛費の拡大を求めることは問題であると考え、政府の見解を示されたい。

六

本報告には日本政府の意向が多く盛り込まれているのがうかがえる。すなわち、事前に日米間で内容の調整が行われた可能性を示していると考え、そのような調整が行われたのか明らかにされたい。

七

日本の外務省、防衛省等の政府当局者が、本

官 報 (号 外)

報告の策定に直接、間接に参画した事実はないか、明らかにされたい。

八 前回の報告策定の際は、ワシントン駐在経験のある大手紙の親米派ジャーナリストらが意見を述べ、それが報告内容に盛り込まれたという事実があったと聞いている。今回、民間からジャーナリスト、学者、軍事評論家等が参画したり、意見を米国側関係者から求められた事実を政府は把握しているか、明らかにされたい。

九 本報告は米国側で策定され発表されているが、内容を見ると、実態は日米合作としか思えない。すなわち、日本政府がアーミテージ氏等と組んで報告内容をまとめ、本報告を日本世論を懐柔するための外圧として利用しようとしていたのではないかと考えるが、政府の見解を明確に示されたい。

十 本報告では、武器輸出三原則の一層の緩和も求めている。日本では既に軍産複合体が形づくられて久しいと言えるが、防衛費の拡大や、武器輸出三原則の緩和は、軍産複合体の急激な台頭を促すことにもなりかねない。米国では、軍産複合体が政策を左右するまでに至っており、古い武器を使用し尽くし、他国に売却しなければならなくなっている。手早く武器を使い尽くすため、また新兵器の性能を実験するために、戦争を絶えず続けていかなければならないような状況にも陥っている。すなわち、軍産複合体の台頭は、戦前の軍国主義時代の日本を見るまでもなく極めて危険であると考えるが、本報告が防衛費の増大を促していることについて、政府の見解を示されたい。

十一 国産の兵器・武器類の総生産・総販売量の

金額を示されたい。また、防衛省による国産の兵器・武器類の調達額が一般会計歳出予算に占める割合をパーセンテージで示されたい。

十二 軍産複合体は、軍隊を強化させることによって、制服組に、文民、一般市民に対する制服組の優位という「幻想」を与えかねず、さらに、経済構造の「軍事化」につながり経済をゆがめかねない。こうしたことから、軍産複合体は、シビリアン・コントロールを弱体化させ、政治と市民の軍隊に対する優位を脅かしかねないと考ええる。政府は、現在の日本における軍産複合体の台頭への警戒心はないのか、軍産複合体の存在に対する認識を示されたい。

十三 本報告は、日本が国連安保理常任理事国入りを目指すなら、国際社会における応分の軍事的役割を担うべきだ、あるいは率直な見方をすれば、日米同盟をグローバル化させ日本に応分の軍事的役割を果たさせたいとの考えを強くにじませている。政府は、小泉前政権時代に巨額の外交資金を使いながら、外交工作に失敗し、その結果として常任理事国入りに失敗したと考える。安倍政権も常任理事国入りを志しているようであるが、その実現と引換えに防衛費を大幅に増大させても構わないと考えるのか、政府の認識を示されたい。

十四 本報告は、「二〇二〇年のアジア情勢」を想定して書かれているが、「朝鮮半島が統一されている可能性がある」との指摘がある。翻つて、安倍政権の対・北朝鮮外交は、拉致問題優先主義で、北朝鮮との国交正常化への具体的展望を描き出せないでいる。ましてや、「南北統一」という将来展望が全くうかがえない。政府

は、北朝鮮との国交正常化、更には朝鮮半島の統一について、どのような戦略を抱いているのか明らかにされたい。

十五 本報告は、「日米同盟」を開かれたものにし、排他的でない同盟に発展させるべきだとうたっている。さらに、日米とインド、豪州などとの連携強化を求めている。仮にこの案を「拡大日米同盟」と呼ぶとすれば、政府はこの「拡大」に賛成するのか明らかにされたい。また一方で、本報告は「日米と中国」の良好な関係を構築すべきだとうたっているが、この考えに対する政府の認識を明らかにされたい。

十六 良好な対中関係を築くに当たり、当面、欠けていると思われるものを明らかにされたい。また、中国側に求める改善点を明らかにされたい。

十七 小泉前政権は、靖国神社に何度も参拝して対中関係を最低のレベルに落としたと考える。良好な対中関係を目指す上で、日本側が改めるべき点を明らかにされたい。

十八 総じて本報告は、米国の意思でアジアを律しようという考えに基づいているが、中国、インド、更にはロシアの存在もあり、簡単には進まないと考ええる。日本が本報告に明確に示されたような「米国の指図」に従えば、日本は主体性の欠けたアジア外交しかできなくなる。これまで長い時間をかけて醸成してきた「東アジア共同体」を目指すアジア外交はどのようなものになってしまうのか、政府の認識を示されたい。

十九 一般の日本人は、自衛隊が米軍とともに、地球上の広範な地域で「世界の警察」のような役割を果たすことを政府に求めたことはないし

願つてもいない。国会内の多数議席を基に、重大な決定を次々に行つていけば、国の針路を誤ることもなりかねない。「防衛の国際化」のような重大問題は、国民投票の対象とすべきであると考ええる。民主党は、改憲のための国民投票だけでなく、様々な重要問題の意思決定を国民投票の対象にすべきだと主張してきた。国の針路を誤らないためにも、防衛に関する重要問題について、国民投票で国家の意思決定を行う考えはないか、明らかにされたい。

二十 本報告の内容に日本政府が同調し、そのように動いていく間は、沖縄は「日米の軍事植民地」という押し付けられた過酷な運命から逃れることはできないと考える。日本も米国も、安全保障を口実に永遠に沖縄を軍事の犠牲にし続けるつもりなのか、政府の認識を示されたい。

二十一 政府は、「米国の対日窓口」を一層多様化させることが不可欠であると考えているが、アーミテージ氏等とは異なるアジア政策、対日政策などを持っている人物、集団の意見を聴取したり、取り入れたらしない理由を明らかにされたい。また、アーミテージ氏等とは異なる政策立案や情報の「窓口」があるとすれば、どのような人物、集団で、これまでどのような関係を持し、意見や政策を取り入れてきたのか明らかにされたい。

二十二 アーミテージ氏等の本報告策定グループに対し、日本政府が資金援助をした事実の有無について、明らかにされたい。

二十三 日本の外交・防衛政策にアーミテージ氏による報告が反映されてきたことは、日本政府に長期的で本質的な確固たる外交・防衛政策が

ないことを証明するものである。すなわち、歴代自民党政権の不變の哲学だと思われる「対米追隨」が政府の外交・防衛政策だと言わざるを得ない。政府は、外交・防衛上の大構想、英語で言うところの「グランドデザイン」が描けない理由を明らかにされたい。

右質問する。

平成十九年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員喜納昌吉君提出アーミテージ報告に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出アーミテージ報告に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「報告」は、米国の有識者グループによるものと承知しており、政府としてその内容について個々に論評することは差し控えたい。また、「報告」を含む各種の提言に見られる政策的な勧告に関する政府の対応について論じることは、我が国が対外的な関係において不利益を被るおそれがあるため、お答えを差し控えたい。

三から五まで、十、十五及び十八について

御指摘の「報告」は、米国の有識者グループによるものと承知しており、政府としてその内容について個々に論評することは差し控えたい。

六、七、九及び二十二について

八について

御指摘の事実は把握していない。

十一について

お尋ねの「国産の兵器・武器類の総生産・総販売量の金額」については、これを集計した統計がないので、お答えすることは困難である。

また、平成十七年度における防衛庁(当時)による国産装備品等の調達契約額は約一兆八千九百十七億円であるが、各年度における当該契約額は後年度負担額を含んだ額であり、単年度に係る政府の一般会計歳出予算に占める割合を算出することは、集計等の作業が膨大となることから困難である。

十二について

御指摘の「軍産複合体」の意味が必ずしも明らかではないが、政府としては、「中期防衛力整備計画(平成十七年度〜平成二十一年度)について(平成十六年十二月十日閣議決定)に基づき効率的な防衛力整備に努めることとしている。

十三について

我が国は、国際連合安全保障理事会の常任理事国となり、その責任を十分に果たしていきたいと考えている。

我が国が既に常任理事国となるにふさわしい貢献を国際社会に対して行っていることについては、多くの国際連合加盟国が認めているところであると認識している。

十四について

北朝鮮との国交正常化に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を実現していくというものである。朝鮮半島の統一に関しては、南北間で相互の信頼関係が構築され、朝鮮半島の平和的統一につながる環

境が醸成されるよう対話と協力が推進されることを期待している。

十六及び十七について

中国との関係については、首脳レベルを含め、様々なレベルでの交流を一層進展させ、相互理解を深めるとともに、幅広い分野で具体的な協力を積み重ね、共通の戦略的利益に立脚した互惠関係の構築に努力していく考えである。

十九について

国の唯一の立法機関であり国民を代表する国会が、自衛隊の任務、定数、主要な組織等に関し法律及び予算を議決しているところであり、また、国会が防衛出動等の承認を行うこととされているなど防衛に関する適切な決定が行われる仕組みが整備されているものと考えている。

二十について

在日米軍が沖縄に駐留することは、在日米軍の抑止力を十分に維持するために必要であるが、在日米軍の施設及び区域が所在することに伴う沖縄の負担については、政府としてこれを十分に認識している。今般の在日米軍の兵力態勢の再編は、在日米軍が有している抑止力を維持しつつ、地元の負担の軽減を図るものであり、政府としては、これを着実に実施していくこと等により、引き続き沖縄の負担の軽減に努めていく考えである。

二十一について

政府としては、必要に応じて種々の人物や集団からの意見を聞くことがあるが、その詳細について具体的に述べることは、我が国が対外的な関係において不利益を被るおそれがあるため、お答えを差し控えたい。

二十三について

御指摘の「グランドデザイン」の意味が必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、政府は主体的に外交・防衛政策を策定している。

総務省発行のパンフレットの記述内容に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年三月一日

参議院議長 扇 千景殿

大久保 勉

総務省発行のパンフレットの記述内容に関する質問主意書

総務省が発行している「地方債の購入をご検討の方へ」というパンフレットでは、地方債の元利金が確実に償還される根拠として、「国の財源保障」を挙げ、「…地方交付税の算定において標準的な財政需要額(基準財政需要額)に地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置します」としている。これは、総務省が、国会の議決を経ないまま将来にわたる予算措置を保障しているのかのごとく読み取れ、三権分立から逸脱する行為であり、行政府による立法府の権限への侵害であるとも解釈できようが、これに対する政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十九年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員大久保勉君提出総務省発行のパンフレットの記述内容に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出総務省発行のパンフレットの記述内容に関する質問に対する答弁書

総務省としては、御指摘の記述は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）を所掌する立場から、同法に基づく現行の制度について説明したものと理解している。

地方債のリスクウエイトに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年三月一日

大久保 勉

参議院議長 扇 千景殿

地方債のリスクウエイトに関する質問主意書

我が国の地方債のリスクウエイト（債権の危険度を表す指標）は、新BIS規制（バーゼル銀行監督委員会が公表した新しい自己資本比率規制）においても、引き続き零パーセントとされている。一方、総務省の「債務調整等に関する研究会」では、地方公共団体の債務調整等について議論がな

されている。債務調整等が行われるのであれば、地方債のリスクウエイトは変更を迫られると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十九年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員大久保勉君提出地方債のリスクウエイトに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出地方債のリスクウエイトに関する質問に対する答弁書

地方債の債務調整を導入する場合については、様々な課題を解決する必要があると考えられ、現在も、御指摘の研究会において、これらの課題に係る検討を行っている段階である。したがって、現段階で地方債の債務調整の導入を前提とした地方債のリスクウエイトの変更について見解を述べることが、無用の誤解を招くおそれがあるため、仮定の御質問に対する答弁は差し控えたい。

地方公共団体の債務に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年三月一日

大久保 勉

参議院議長 扇 千景殿

地方公共団体の債務に関する再質問主意書
私は、地方公共団体の債務に関する質問主意書（第一六六回国会質問第一号）の答弁書（以下、「前回答弁書」という。）を受領したが、内容に疑義があるため、再度質問する。

一 前回答弁書「二」については、「地方債については、当事者間で合意した場合等を除き、当初の約定通り支払われるものと承知しており」としている。この「当事者間で合意した場合等」の「等」とは、いかなる場合を想定しているのか、明らかにされたい。また、会計年度内及び出納整理期間内における償還の全体的な確実性は別として、特定の償還時期における一時的な資金不足による償還不能又は償還延期の可能性さえも全くないと理解してよいのか、政府の見解を示されたい。

二 前回答弁書「四」については、「北海道夕張市の実質収支の状況を把握できなかった理由として、年度をまたがる会計間の貸付け、償還という手法がとられ実質的な赤字を見えなくする不適正な財務処理が行われてきたためと考えている」としている。この答弁は、地方公共団体の実質収支の状況について、政府が正確には把握できておらず、北海道夕張市の他にも、不適正な財務処理を行うことで実質赤字を見えなくしている地方公共団体が存在する可能性を示していると考ええるが、政府の見解を示されたい。また、地方公共団体の実質収支の状況を政府が正確に把握するためには、このような不適正かつ不透明な財務処理手法をとる余地を残す現行の公会計手法では不十分であり、発生主義、複式簿記、連結決算、時価評価など、民間で行わ

れている会計手法を徹底することが重要であると考ええるが、政府の見解を示されたい。

三 前回答弁書「七」については、「公共的団体その他これに準ずる団体の定義について（公共的な活動を含む団体が広く含まれるもの）」としているが、これは同語反復だと考える。そこで、「公共的な活動」とは何か、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十九年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員大久保勉君提出地方公共団体の債務に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出地方公共団体の債務に関する再質問に対する答弁書

一 について
お尋ねについては、債権者が確定していないため供託を行った場合等、法律上様々な事例が考えられるため、念のため記述したものである。

また、総務省としては、御指摘の「特定の償還時期における一時的な資金不足による償還不能又は償還延期」は、過去において発生しておらず、今後もないものと考えている。

二 について

夕張市における不適正な財務処理の判明後、総務省において、都道府県を通じて、市区町村のうち財政規模と比較して一時借入金額が多額

になつてゐる団体又は歳出に占める貸付金の割合が大きい団体を中心に調査を行ったところ、年度をまたがる会計間の貸付け及び償還により実質的な赤字を見えなくする財務処理を行つてゐる団体が北海道において八団体あつたことが平成十八年八月に明らかになつたが、いずれも今年度中に是正されるものと承知してゐる。

また、総務省としては、御指摘の民間で行われている会計手法の導入は、地方公共団体の財政状況をより幅広く開示するものとして重要であると考えてゐるが、実質収支の状況を正確に把握するためには、会計手法の如何にかかわらず、情報公開や監査を徹底することで不正を防止することが重要であると考えてゐる。

三について
御指摘の「公共的な活動」とは、広く社会一般に関わりのある活動をいうものと考えてゐる。

漁業権に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年三月五日

又市 征治

参議院議長 扇 千景殿

漁業権に関する質問主意書

漁業権は漁民の生活・生業の権利の根幹を保障する法理であるが、実際の運用においては、埋立事業、橋梁建設、発電所建設など「公益」を標榜した事業体による、巨大な力によつて、しばしばこれが侵害されてきた。特に、漁協の多数者と少数

者との意見が一致せぬまま、漁業権の一部放棄を決定することもあるが、そのような場合においても、少数者の最小限の生活・生業の権利は擁護されるべきである。

このような観点から、以下質問する。

一 漁業法では、関係地区に住む漁民(以下「関係漁民」という。)であれば、漁協に属さない員外者であつても「第一種及び第五種の共同漁業権の内容たる漁業」を営めるとされている。員外者である関係漁民の営む「共同漁業権の内容たる漁業」の実態が社会通念上権利と認められる程度にまで成熟した慣習上の利益であると判断される場合、当該漁業に損害を与える行為をなすに当たり、当該関係漁民への漁業補償が必要であると解することについて政府の見解を示されたい。

二 漁協が、当該漁協が免許を受けてゐる共同漁業権に関し、漁協総会において漁業権一部放棄を決議(特別決議)した場合、一部放棄された海域において、当該漁協の組合員を含む関係漁民が「共同漁業権の内容たる漁業」を営むことは可能であると解することについて政府の見解を示されたい。

三 当該漁協の組合員の営む「共同漁業権の内容たる漁業」の実態が社会通念上権利と認められる程度にまで成熟した慣習上の利益であると判断される場合、当該漁業に損害を与える行為をなすに当たり、当該組合員への漁業補償が必要と解することについて政府の見解を示されたい。

四 三の場合、当該漁協の組合員の営む「共同漁業権の内容たる漁業」の実態が社会通念上権利

と認められる程度にまで成熟した慣習上の利益となつてゐるか否かを判断する際には、当該組合員が漁業権一部放棄決議以前に営んでいた漁業の実態をも含めて判断すべきである。これと異なり漁業権一部放棄決議後の漁業の実態のみによつて判断するならば、当該組合員の権利を侵害する結果になるので、このような判断は採るべきでないと考えるが政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十九年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員又市征治君提出漁業権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員又市征治君提出漁業権に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

漁業の実態が社会通念上権利と認められる程度にまで成熟した慣習上の利益であると判断されるときは、当該漁業に損害を与える行為をなすに当たり、一般的には補償が行われることが適切であると考えられるが、もとより漁業補償は当事者間の話し合いに委ねられるべき民事上の問題であり、その要否及び内容は、対象となる漁業に係る諸事情に応じて個別具体的に決すべきものである。このため、社会通念上権利と認められる程度にまで成熟した慣習上の利益であるか否かの判断に際し、「共同漁業権の一部放棄前の漁業の実態を含めるべきか否か」につ

いて、一律に判断することはできない。

二について
共同漁業は、定置漁業及び区画漁業と異なり、漁業権又は入漁権に基づかなければ営むことができないものとはされていない(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九条)ことから、漁業法上は、漁業協同組合が免許を受けた共同漁業権を関係法令に定められた手続を経て放棄した場合であつても、当該漁業協同組合の組合員を含む関係漁民が当該放棄に係る海域において共同漁業権の内容たる漁業を営むことは、漁業法その他の漁業関係法令に抵触しない限りにおいて可能である。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本体	本号一部
一一〇円	一五円